

■カフェエリア整備方針

カフェエリア

【設計方針】

- ・カフェ棟については、同規模事例等を基に延べ床面積約 200 ㎡の平屋建築を想定する。
- ・カフェ棟については、都市公園法に基づく設置管理許可制度を活用し、民間事業者にて整備と運営を実施することを前提とする。
- ・町が施工する公園整備においては、カフェ棟を整備することを前提に一次造成及び供給処理設備（給水・雨污水排水・電気設備）の一次側の整備を行い、カフェ棟建築後に舗装等の仕上げを行うものとする。
- ・周辺の桜など既存の樹木を生かし、魅力的な眺望を持つカフェエリアを整備する。カフェ棟の南側は芝生空間とし、カフェテラスなどで活用できるよう配慮する。

【整備イメージ】

- ・テラスを持つカフェ棟

